

電気通信大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程

平成16年11月17日

改正

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成22年 3月19日

平成27年10月29日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

平成31年 1月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）法施行令第8条の特に優れた業績による返還免除に基づき、大学院において日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）で返還免除候補者として推薦すべき者（以下「免除候補者」という。）及び大学院博士後期課程の奨学生で入学した年度に返還免除の内定候補者として推薦すべき者（以下「内定候補者」という。）の選考に必要な事項を定めるものとする。

(候補者選考委員会)

第2条 免除候補者及び内定候補者の選考は、電気通信大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(委員)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事又は職員
- (3) 情報理工学研究科長
- (4) 情報理工学研究科の各専攻を担当する専任の教授、准教授のうちから選出された者各1人
- (5) 学務部学生課長
- (6) その他委員長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号、第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学長を、副委員長には、第3条第2号の者をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(免除候補者の推薦対象者)

第7条 免除候補者の推薦対象者は、奨学生に採用された者で、選考を行う年度内に貸与を終了した者及び終了予定の者とする。

(内定候補者の推薦対象者)

第7条の2 内定候補者の推薦対象者は、奨学生に採用された者で、選考を行う年度内に大学院博士後期課程に進学した者とする。

(推薦方法)

第8条 推薦を受けようとする奨学生は、申請書に必要事項を記入し、必要に応じて添付書類を付し、指導教員の推薦を得て願い出なければならない。

(免除候補者の推薦基準)

第9条 免除候補者の推薦を受けようとする奨学生が、専攻分野に係る教育研究に関連して、次の各号の一について優れた業績を上げたときは、推薦することができる。

- (1) 学位論文その他の研究論文
- (2) 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）
- (4) 発明
- (5) 授業科目の成績
- (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (8) スポーツ競技会における成績
- (9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- (10) その他機構が定める実績

(内定候補者の推薦基準)

第9条の2 内定候補者の推薦を受けようとする奨学生が、専攻分野に係る教育研究に関連して、次の各号の一について優れた業績を上げたときは、推薦することができる。

- (1) 大学院博士後期課程進学時の入試結果
- (2) 大学院博士前期課程の成績
- (3) 大学院博士前期課程の研究科長からの推薦
- (4) 前条各号の免除候補者の推薦基準の業績

(推薦順位)

第10条 委員会は、推薦を受けようとする奨学生の推薦順位を付し、学長は日本学生支援機構に申請する。

(内定者の取消)

第10条の2 学長が内定候補者として推薦した者のうち、日本学生支援機構が返還免除予定者として内定した者で、貸与期間終了年度に免除候補者として推薦されるまでの者(以下「内定者」という。)が、貸与期間中に奨学金の交付に係る停止又は廃止の処置を受けた場合は、内定者の身分を取り消す。

2 内定者が、修業年限内で課程を修了できなくなった場合は、内定者の身分を取り消す。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、学務部学生課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、候補者選考の実施に必要な基準は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年11月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年度以前に日本育英会奨学制度により採用された者は、対象としない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月16日から施行する。